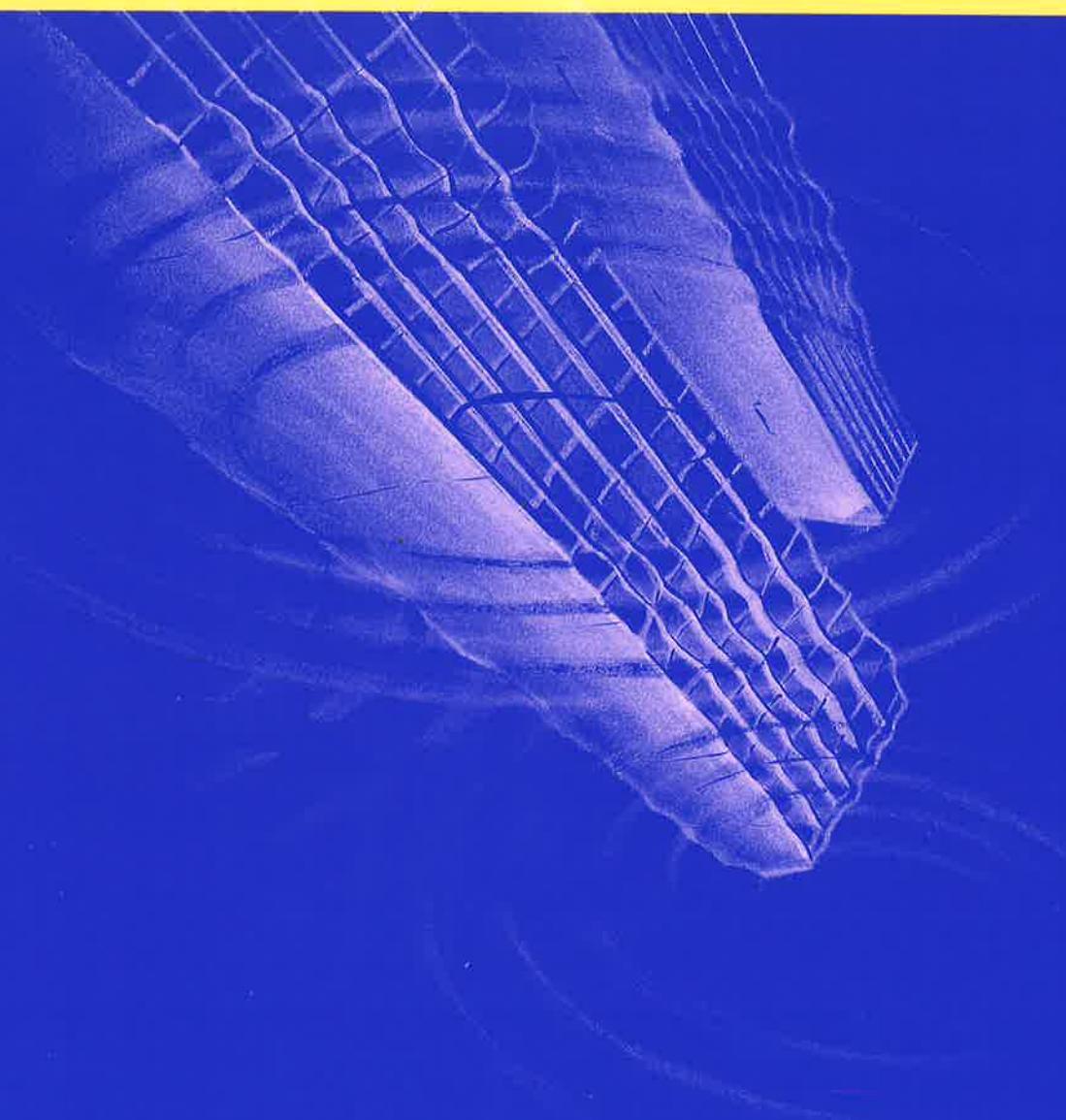
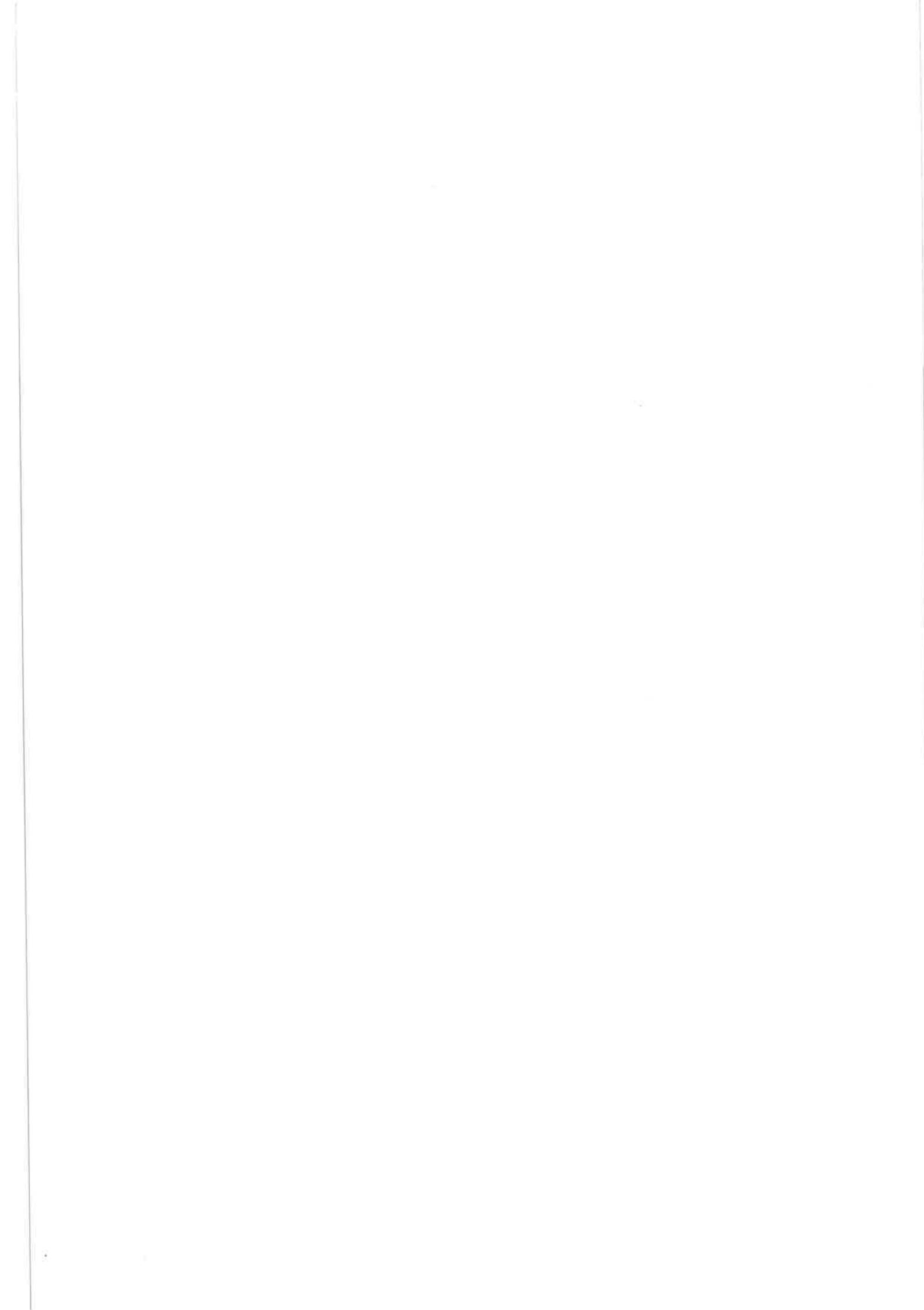


MENSHIN

1993 NO.1 9月創刊号



JSSI
日本免震構造協会



CONTENTS

巻頭言 日本免震構造協会設立にあたって	梅村 魁会長	3
設立趣意		4
設立総会報告 設立の経過	山口昭一副会長	5
日本免震構造協会設立総会・理事会議事録		
各界からのメッセージ	①日本免震構造協会に期待する	多田英之(福岡大学教授) 8
②祝辞	秋山 宏(東京大学教授)	9
③日本免震構造協会に望むこと	村田義男(日本建築構造技術者協会会長)	10
④日本免震構造協会への期待	瓜生 満(動力炉・核燃料開発事業団)	11
⑤日本免震構造協会の設立に寄せて	赤坂 隆(日本ゴム協会会長)	12
座談会		13
委員会の動き	①技術委員会	和田 章(技術委員会委員長) 16
②規格化・標準化委員会	寺本隆幸(規格化・標準化委員会委員長)	17
③広報委員会の活動構想	須賀川 勝(広報委員会委員長)	18
定款		19
規約		26
会員名簿・役員名簿		30
編集後記		32
入会案内		33



日本免震構造協会設立にあたって

日本免震構造協会会长

東京大学名誉教授

梅村 魁

現在の建築構造界を外から眺めてみると、どうも活気が感じられない、建築構造設計を目標にしながら、ほんとうの構造設計というものは陰をひそめて、単なる構造計算という場に安住して、その中にだけこもってしまって、内部で不平の言葉を聞くだけだというのは極言であろうか。

今までの建築設計を振り返れば、一つの時代精神を表現しようとするいわゆる建築デザインは別として、この社会の中で、実質的に人間の生活に直接密着して存在している建築の設計というものを考えた場合に、その中の構造分野の占める役割というものを、もう一度考え方直す時期ではないかと思う。

ともすると今までの構造分野は、純粹力学と結び付いて、合理的に処理のできる分野として、建築技術内の安全分野を受持つ場所として、歴史的には、一番古い時代から建築設計に大切な部分を占めてきた。

その後建築設備や、建築プランニングが、それぞれの学問としての基本を踏まえて、設計の中に取り入れられ、今日に到っている。

社会の中で有機的に生きていく為の建築としては、設計の初めから、プランニングに対し、構造、設備の技術者さらには施工技術者が、設計に参加し、試行が繰返されるべきである。このことは、それぞれの分野で内部的には語られながら、仲々実行に移されてこない。

少し免震構造とは縁の無さそうな話を冒頭に述べたが、免震構造を有利に活用する為には、設計企画の当初から、このような構造を採用することの利点が検討されて初めて、免震構造の効果も現われてこようというものである。

この協会の設立に当って、今後の協会の使命としては二つの面があろうかと思う。

まず第一は、免震構造がある程度地震動による建物の動きを解析しうる理論に基づいて設計され得るようになった事を踏まえて、この理論を会員相互間にまず普及させることである。この問題は免震構造がまだ大きな地震の経験を経ていないことも考慮に入れて、慎重に取扱う必要のあることは勿論である。

これ等の理論の研究、普及に合せて、免震構造の利点、欠点を整理し、パンフレット等を適宜整えてゆくことが必要であろう。

第二に、このような知識を蓄えることによって設計の最初から免震構造を採用するか否かを議題に乗せてゆく努力が必要で、この為には施主方面への働きかけが協会として絶えず必要である。

超高層建築が実現を見た当初は、比較的デザイン、プランニング、構造、防火、設備等が当初から協力したように思うが、構造分野なども次々に広い意味で規準化され、全体の形が決まった後でのチェック用構造計算に堕してしまっていなければ幸である。

免震構造もあくまでも適所に有効に利用されることを希う次第である。

設立趣意

いわゆる免震構造とは、強さにより地震動に抵抗させるという従来の耐震設計の枠を越え、地震動からくる破壊力を免震装置により軽減させることで、幅広い耐震設計を可能にさせるものです。

近年、この免震構造が注目され、様々な技術開発が行われた結果、免震構造建物として次々と実現していることはご承知のとおりであります。まさに、多様化した社会の要請に基づいたものと言えましょう。

しかしながら、免震構造は長い伝統を持つ在来構法に比べ、歴史が浅く、経験も少ないため、広く普及させるにはさらに研究されなければならない事項も少なくないものと言えます。

免震構造のより一層の普及をはかるためには、これまで精力的に推し進めてきた研究・開発の成果を結集し、さらなる創意を積み重ねるとともに、社会に対しても積極的に普及を働きかけて行く必要があります。

より豊かで、より確実な耐震技術の発展は、わが国のみならず世界の地震地域に住む人々の願いであり、同時に貴重な国際的・社会的資産でもあります。

このような観点から、現在各方面において免震構造に関係しておられる企業、団体、研究者および技術者が一堂に集い、それぞれの創意を尊重しながら、これら資産を共有することで、なお一層の技術発展と普及を促進させることができるものと考え、この度、新たに日本免震構造協会の設立をはかるものであります。

設立総会報告



日本免震構造協会副会長
東京建築研究所代表取締役
山口昭一

設立の経過

1983年、積層ゴム支承を用いた我国初の免震建築（ユニチカ八千代台住宅）の完成を契機に、免震構造に対する関心が高まり、多くの組織で開発が急速に進められた。しかしこれの開発はややもすると、一企業の特殊保有技術の一環といった位置づけをとられ易く閉鎖的になり勝ちである。このことそのものは否定すべきではないが、社会への普及に対しては負の作用をする。一般的に新技術の定着には障壁がある。この2つが競合することで健全な進展が歪められる恐れがある。これを回避する手段として、協会の設立を痛切に感じ有志の協調を積極的に働きかけた。幸い多少の曲折はあったものの多数の方々の賛同をいただき、日本免震構造協会として発足することができた。感謝の気持ちで一杯です。やや冗長になりますが設立までの経過を述べさせていただきます。

1988年	協会設立の提案—現在の設立趣意書に類似—toまとめ日本免震構造協会小委員会に配布し、意見を求める。結論として協会設立は時期尚早と判断する。
1991年12月	協会設立についての活動を再開することを決意。
1992年1月	免震構造協会（仮称）設立の提案書をまとめ各分野の方々に協力をお願いする。
1992年6月	第1回（仮称）免震協会設立準備会を開催する。 出席者13名 提案書の内容について、問題点を次回までにまとめることする。
1992年9月	第2回（仮称）免震協会設立準備会 協会活動として 免震装置の性能評価

1992年10月	免震装置の検査及び維持営繕に関するサービス特許関連
1992年11月	国内外諸団体との交流 協会の設立・運営 設立の意義等につき討議、 協会設立へ向けて前進することを決議 第3回準備会
1992年12月	日本免震協会（JSSI）パンフレット（案） 日本免震協会定款（案） その他運営についての資料を討議 準備会ワーキンググループ会
1993年2月	前回提出資料の改訂、今後の方針等について 協会名称は“日本免震構造協会”とする。
2月	会員・会費等について討議
3月	第4回準備会
1993年4月30日	組織、設立者、代表者等について 第5回準備会
5月	準備会幹事会　　設立総会に向けての準備 幹事会
5月25日	設立総会に向けての準備会 設立者及び関係者50名 設立趣意書（案）、定款、運営規則（案） 役員 事業計画及び予算 委員会の設置 事務局組織等について説明、設立者44名の承 解をほぼ得た 幹事会 総会資料のチェック。6月17日の設立総会を 迎える

設立総会報告

日本免震構造協会設立総会・理事会議事録

日 時 平成5年6月17日（木）17時より17時45分

会 場 鉄鋼会館601号室

議 題 1.開会の挨拶および総会議長選出

2.議事録署名人選任

3.定款・運営規則の制定

4.理事および監事の選任

5.会長、副会長の選任

6.専務理事の選任

7.委員会の設置

8.運営委員会委員長、委員

9.財産の管理

10.平成5年度事業計画および予算

11.事務局組織

12.その他

出席者 出席会員 43名

委任状提出者 1名

合計 44名（全員）



として救仁郷斉氏〔(財)建築行政情報化センター理事長〕が選任され、議事に入った。総会の途中に理事会を挟んで議事が進行した。

2.議事録署名人選任

議事録署名人として寺本隆幸〔(株)日建設計〕および可児長英〔大成建設(株)〕の両氏が選任された。

3.定款・運営規則の制定

総会議長より日本免震構造協会の定款（案）および運営規則（案）を提議され、質疑を求めたが特に異議なく満場一致で了承された。



設立総会報告

4.理事および監事の選任

総会議長より協会理事および監事について推薦名簿が提示され、満場一致で了承された。

5.会長、副会長の選任

初代会長として梅村魁氏が、また副会長として救仁郷斉、山口昭一および武田寿一 [(株) 大林組取締役] の3氏が理事会にて満場一致で選任された。

6.専務理事の選任

理事会議長（梅村会長）より専務理事として二階堂隆保氏 [新日本製鐵 (株) 参与]との提議があり、理事会により満場一致で了承された。

7.委員会の設置

理事会議長より技術委員会、規格化・標準化委員会および広報委員会の3委員会の設置について提議があり、理事会にて満場一致で了承された。また、技術委員会委員長を和田章氏（東京工業大学）に、規格化・標準化委員会委員長を寺本隆幸氏 [(株) 日建設計] に、広報委員会委員長を須賀川勝氏 [清水建設(株)] に委嘱することが理事会により満場一致で了承された。

8.運営委員会委員長、委員

理事会議長より運営委員会の組織および山口昭一氏を運営委員長とすることについて提議があり、理事会により満場一致で了承された。

9.財産の管理

- イ) 財産の管理は公益法人会計基準に準拠して行うこと
- ロ) 山口昭一副会長を会計責任者とすること



ハ) 畑山俊久氏（日本会計士協会登録番号No.6868）を委託会計士とすること

上記について理事会議長より提議があり、理事会により満場一致で了承された。

10.平成5年度事業計画および予算

議会議長より平成5年度事業計画案および予算案について提議し、質疑を求めたが特に異議なく総会によって満場一致で了承された。

11.事務局組織

総会議長より事務局の組織および事務局長を山口昭一副会長とすることについて提議があり、総会によって満場一致で了承された。

12.その他

特に質疑はなかった。

13.閉会

予定された議案は全て提議され、承認可決されたので議長は出席者全員の協力に感謝し閉会した。

議事録署名人 寺本隆幸
可児長英

解散 17時45分

日本免震構造協会に期待する



福岡大学教授
多田 英之

建築造形の基本は機能、構造、美（芸術）にあることはいうまでもないが、この100年程の間に、経済的合理性がそれの要素を制約し、むしろ経済最優先の建築が多くみられるようになってきた。

同時に科学的合理性の導入による近代化は造形にも新しい分野を提供し、多様な可能性が開花したのは間違いない事実である。今後この傾向は益々強くなるものと思われる。科学の方法は、分析と確認、数学による法則性の理解であるが、技術（設計）の方法は総合による造形原理の調和である。従って、科学に比べて技術には多様な価値観による調整が問題となる。そこに創造性が求められる。もちろん、科学の進歩に創造性は不可欠とは考えるが、技術の分野に提供された科学の方法が技術を支援する一方でそのルーチンが技術の創造性を失わせる働きをもする。地震多発地帯である日本は、100年来の地震工学の進展による影響を受け、安全性向上の陰でその造形原理は著しく自由度を制限されてきた。特に、我が建築界は法規制の網と自己増殖を続ける行政機構の独特的メカニズムに強い影響を受け、建築に於ける造形原理は大きな歪みを内包するようになってきた。研究成果の性急な技術への適用は時として技術の硬直化を招く。構造設計はこのような状況の中で、如何にして創造の意欲を持ち続けるかに苦心を続けている。免震構造が世にでてきたもの、日本建築学会に免震構造小委員会が発足したもの、時の流れと工学的必然性に由来すると考えている。

小委員会の主査として免震構造の成長過程をみたとき、我が国の特殊事情が基本理念の矮小化を招き、その素直な成長路線を著しくゆがめる危惧を感じていた。微に入り細にわたり調べ尽くし、社会の納得を得る道をひたすら追及し乍ら、力不足に或る種のいらだちを感じざるをえなかった。ここに来て、ようやく「日本免震構造協会」が発足したことは誠に嬉しい。実務の面からの強力な支援体制が出来たことは、百万の味方を得た思いである。建築造形は特解である。一般解析手法を特化するための設計能力には実践からの情報の蓄積が不可欠であり、建設能力、全般的な経済的合理性に至っては、その情報処理能力が重要である。要するに経験の蓄積こ

そが求められる。

免震構造の研究に本格的に取り組んでから15年が経過した。最初の実験建屋を千葉県八千代市に建設してから10年、日本建築学会免震構造小委員会が発足して7年、殆どの基礎的研究は峠を越え、その技術的可能性の全貌は補足されたと考えている。この間、設計に関する技術的ノウハウは、あらゆる機会を捉えて公開してきた。昨年4月には、建築会館に於いて我々の保有技術の国際公開を目的としたワークショップを、本年4月には小人数（100名）を対象として第1回免震構造セミナーを開催した。昨年来のこれらの活動は、免震構造の技術的向上の道はその本格的普及活動に依存していることを痛感した上での事である。周辺技術（施工技術、アイソレータ、ダンパー）等にかかる未熟さからくるコストパフォーマンスも亦、大きな阻害要因になっていることを認識する必要がある。

冒頭に述べたように、経済的合理性は最優先課題である。私は敢えて断言するが、免震構造は我が国の現状では絶対に安くつく。但し、よい設計と適切な施工が行われた場合は、の話である。アイソレータやダンパーがもはや開発段階の価格や独占価格ではなく、建材としての価格帯にはいるのも近いと考えている。耐震設計の基準が現実的に緩やかな地域や、あるいは十分に守られていない地域では、安くつくとは断言できないが。その代わり、耐震性能は格段に上昇する。

当協会の最大の目的は、技術の普及であると考える。その為には、建設実施件数の増大に寄与しなければならない。クライアントを対象とした積極的なPR活動が重要である。個々の会員活動の積極的支援態勢もまた必要である。その為には公益法人として確認制度の未成熟による着工遅れの問題に積極的に取り組まねばならない。更に、免震部材の品質保全にかかるデータの整備もまた急務である。このような業務こそが、免震技術の普及に最も効果的な成果をもたらすと考えている。

協会の発足に当たり、建築に於ける輝かしい造形原理の自由な発想を祈念して、当協会に対する期待を申し上げた次第であります。

祝辞



日本建築学会免震構造小委員会主査
東京大学建築学科教授
秋山 宏

日本免震構造協会の発足を心よりお祝い申し上げます。私は免震構造に本格的に取組んで6年になります。つまり、多田先生のご尽力で発足した建築学会の免震構造小委員会に当初から参加させていただき今日に至っています。

私は耐震設計の立場から、地震が建物にもたらすエネルギーを全て免震層で吸収し、その上に建つ建物にはエネルギーが殆ど入らない様にする免震構造の考え方には大きな魅力を感じていましたが、当初は、その可能性は限られたものであり、耐震設計体系の全局面の中では特殊な一分野を占めるに過ぎないと考えていました。これが、多田先生の免震構造に対する確固たる信念に直面し、免震構造実現の為の強力な引き金となった積層ゴムアイソレータの実力を知るに及んで、先覚者達が夢に描いた“免震構造”的実現も夢ではないことを悟るに至りました。

新しい事物の出現に際しては、常に理想と現実の相克があり、新しい手段を得て理想が現実となります。“免震”という高らかな理想は、既存の耐震設計法と云う現実との対決を余儀なくされました。それを突破する手段の一つが積層ゴムアイソレータであったと云えます。我国では特に耐震設計法が著しく発達し、建築基準法によってもその履行が義務づけられています。見方をかえれば、地震災害の教訓が耐震設計法と云う形で、日本程蓄積されている国はありません。この様な土壤においては、ひ弱な理想主義は通用しません。従って、理想の実現に際しては、免震構造が既存の耐震設計体系に照らして異端ではなく有力な選択肢であることを証明する必要があります。免震構造小委員会の活動も主として、耐震構造と免震構造の脈絡の明確化と、免震構造の実現手段の信頼性の実証に向けられました。

耐震設計は地震に対する構造物の抵抗力を評価し、必要に応じてその不足分を補うと云う考え方から出発していますから、構造物の持てる実力を極限迄追求します。当初の素朴な震度法から出発して、多くの震害経験、電子計算機による解析技術の発達、超高層建築、原子力発電所の出現を経て、耐震設計法は、強度のみならず変形をも考慮した高度かつ複雑な体系に成長してきました。地震により建物に投入されるエネルギーの総量は極めて安定しており、建物の総重量と一次固有周期のみに依存し、建物の設計法にはよらないことがわかっています。従って、免震構造もエネルギー的観点では通常の構造と変わらないと云

えます。免震設計においては、このエネルギーが建物内にいかに配分され、建物各部が破壊すること無く、エネルギーを吸収し得るかを検討することが設計の基本となります。建物各部のエネルギー吸収の源泉として最も安定で信頼できるものが構成部材の塑性変形能力であると考えられています。しかし、塑性変形は地震後も残留し、また、その蓄積量が一定値に達すると部材

は破壊されると云う意味では構造の損傷と云えます。従って、通常の建物は許容範囲内の損傷を受けることによって、地震に耐える構造であります。これに対して、積層ゴムアイソレータとダンパーから成る免震層を初層とし、この上に主構造たる建築物を配置した免震構造では、地震によるエネルギーを全て、初層たる免震層で吸収させ、上部構造たる建築物にはエネルギーが殆ど入らない様にすることが可能です。また、弾性的に挙動するアイソレータの鉛直支持能力を高め、せん断剛性を低めることによって免震構造全体を長周期化させて、免震構造に加わる水平力を極めて小さくすることが可能となっていました。上部構造はエネルギー吸収の為の種々の制約条件から解放され、地震により生ずる水平力に弾性的に耐え得る様に設計すれば、塑性変形による損傷から解放されることになり、また、水平力も重力の10%以下に低減できることから、積載物の転倒等も皆無にすることが可能です。結果として、上部構造には地震力を殆ど考えないで、重力の下での自由な設計法が実現できることになります。この様に、免震構造は、地震入力エネルギーの配分を明確にして、主構造部分を地震の支配から解放する耐震設計の一つの選択肢であり、その選択肢の優位性を新素材たるゴムの導入によって極限迄追求したものと云えます。

現在、免震構造は強地震国の超高層建築に対しても適用可能であることが技術的にはほぼ完全に実証されたと云えます。今後その普及と発展に向けて、単に技術的条件のみならず、社会的諸条件の整備をはかることが必須であると考えられます。これに対して、日本免震構造協会が中核的役割を果たされることを期待致します。“免震構造”は地震の猛威から建築物を解放する構造一般を意味し、積層ゴムを要素とするものに限りません。日本免震構造協会が様々な形での免震構造実現の母体となることを期待しております。また、協会、学会の活動が共通の目標に向けて良き連携の下に発展することを願っております。

日本免震構造協会に望むこと



(社)日本建築構造技術者協会
会長
村田 義男

日本免震構造協会の設立、誠におめでとうございます。衷心よりお慶び申し上げます。

地震多発地域に住む者にとって、地震の影響を受けることなく、安住できたらと万人が望むところであります。しかし、我々の希望も虚しく、自然災害から免れることはできません。たゞ重なる、大自然の猛威に曝されながら、人間は自然と戦い続けながら、今日に至っているわけです。この度の北海道南西沖地震では、今世紀、最大と言われる、大津波が奥尻島を呑み込み、一瞬のうちに多くの犠牲者が出了ましたことは、誠に痛ましいことであり、慎んでお悔やみ申しあげる次第であります。30mを超える大津波のエネルギーの凄まじさは、誰しも予想し得なかつたことあります。今日の、文明社会ですら、自然の猛威の前では、人間は全くの無力であります。この地球上に住む限り、自然災害から逃れることは出来ません。如何に、科学技術、工学が發展しようとも自然災害を皆無にすることはできないことです。ただ、出来ることは、地震予知（リアルタイム地震学も含めて）、耐震設計などにより犠牲者や被害を最小限に食い止める努力をすることだけです。しかし、この努力こそ人類を救い、快適な住環境を生みだすことに繋がる、貴い行為であります。過去から現在にいたるまで、科学者や我々技術者は、これに使命感をもって研究し、創意工夫を続けながら自然の猛威に立ち向かってきたわけであります。自然界の現象に対する人間の抵抗力は、誠に微力ではありますが、歴史的に努力を続けて今日に至っているわけであります。

その行為の一つとして、地盤と建物を絶縁し地震動を受け流す方法は、かなり古くから息づいていたものと思われます。現に、我々構造に携わっている者も、これまでに一度は考えたことのある概念でありますし、過去を振り返って見ても、先達者の多くが提案し、一部は実現したものの、その大部分は実用化されないで、技術者のロマンに終わってしまったわけです。概念を実現するだけの、技術と材料が伴わなかつたために実用化ができなかつたわけですが、その哲学だけは脈々と生き続け、現在に引き継がれてきました。近年、日本経済の驚異的な発展と共に、建築界にも最先端技術の波が

押し寄せてきて、建築界は、正に、ルネッサンスの様相を呈してきました。そんな中に、コンピュータと言う強力な助っ人の出現と、素晴らしい新材料の開発、実用化によって、「免震」と言う夢の概念が現実のものとなってきたわけであります。そして、最近では、地震時に建物の

振動をゼロにする方法として、積層ゴム、TMD、AMD等と組み合わせたハイブリッド方式や、超伝導により地震時に建物を浮上させる研究も盛んに行われているようです。

免震構造の夢を膨らませてみると、現状では免震構造は建物単体に止まっていますが、これから、部分的な人工地盤の開発を経て、将来は地域、都市全体に免震された夢の人工都市が実現し、そこには、地震から開放された、表情豊かな、童話の世界に見るような建物が満ち溢れ、アメニティに富んだ空間の中に人々が活動する楽園を実現することも、近い将来可能となるのではないでしょうか。オーバーな表現をいたしましたが、貴協会の終局の目的は、免震構造の発展により、都市全体が地震動から開放され、構造設計者が地震力に囚われることなく、自由に空間設計に腕を奮うことができる環境を、我々に提供して頂くことにあるのではないであります。この位の構造設計者の夢はお許し頂きたいものです。

貴協会の設立趣旨の結びに、「現在各方面で、免震構造に関係している、企業、団体、研究者および技術者が一堂に集い、それぞれの創意を尊重しながら、これら資産を共有することで、なお一層の技術発展と普及を促進させることができるものと考え、この度、新たに日本免震構造協会の設立をはかるものであります。」と謳っておられます。全く、同感であります。是非夢を実現して頂きたいと切に希望いたします。そのために、これからは、(社)日本建築構造技術者協会（JSCA）としても、貴協会との密な連携プレーにより、世界の地震国のために、構造設計者として献身的努力を行って行きたいと思っております。

最後に、日本免震構造協会が、これから実施されます諸々の事業を通して社会的に高い評価を受け、21世紀に向かって大きく発展されますことをお祈り申し上げます。

日本免震構造協会への期待



動力炉・核燃料開発事業團担当役

瓜生 满

日本免震構造協会設立まことに欣快の至りと存じます。

いわゆる積層ゴム等を用いた免震構造が従来の耐震構造では実現できない性能を有していることは明白ですが、その普及という面ではさまざまな障壁が存在していることもまた事実であります。そういう意味で貴協会の活動により、技術面のみならず、特にさまざまな社会的行政的な障壁が低くなり、または除去されればと期待するものであります。

ここでは、僭越ながらユーザーの立場から動燃事業団が直面している問題と対応の一端、並びに個人的に日頃感じていることを述べさせていただきたいと思います。

動燃事業団は新型動力炉の開発並びに核燃料サイクルの確立を目的に設立された特殊法人であります。当事業団では昭和62年頃より、核燃料施設建物に免震構造が適用できないかとスタディを開始しました。その主な動機は施設建設費の低減、耐震安全性の向上、さらに自由な機器設計が可能になる、といったことがあります。

原子力施設では非常に厳しい耐震設計が義務づけられており、特に機器・配管類はいわゆる剛構造であるため、その製作・据え付けの経費は、一般機器に比較して数倍から数十倍を必要とし、施設建設費高騰の主要因となっています。また、機器自体の補強と同時に剛強な耐震サポートを必要とすることから自由な機器設計、機器配置が困難な状況となり、機器・配管類の設置スペースの増大も誘発しています。このような耐震設計の現状を打破できる技術として免震構造に着目するに至ったのは当然と言えましょう。

しかしながら、原子力の世界は世間一般に普及している技術を高度化し厳格に適用する実績至上主義ともいべき世界であり、新しい技術に対しては非常に慎重な面を有しています。したがって、免震構造がもっと世間一般に普及していれば、ハードルがもうすこし低くなるのですが、そういった状況にはないわけであります。

当事業団としてはこれをクリアするために、サイトでの地震観測、入力地震動の検討、多重防護と終局状態の考え方の検討等さまざまな研究を実施してきました。

平成3年には、一般施設ではありますが、茨城県に立地する

計算機用建物を免震構造で建設し、免震部材の設計、製作、試験、検査、完成後建物の振動特性試験、地震観測、シミュレーション解析、維持管理データの蓄積等いろいろな検討を実施しています。

現在は、次のステップとしてある核燃料施設建物への適用を検討しています。この施設の耐震重要度は比較的高いものの、地質・地盤及び地震情報が豊富なこと、建物の規模がそれほど大きくないため免震部材も大型化せずにすむ事等により、設計の基本方針がほぼ確定した段階にあります。したがって、技術的な面においては見通しを持っていますが、これを実現するには社内外に別の障壁群があり、それを取り除くべくさらなる努力が必要と認識しています。動燃事業団の現状の紹介は以上で終わりたいと思いますが、ここで貴協会の使命に関連して若干の私見を述べさせて頂きたいと思います。免震構造の普及という意味では、現在の行政システムには割り切れないものを感じております。一般ユーザーにとっては免震構造を採用することにより、建物自体の建設費が若干高くなる事は納得できると思います。それとは別に、ユーザーが自前の施設（マンション等も含め）を従来通り Co=0.2で設計した場合（建築確認上はフリーパスに近いにも拘わらず）、大地震時に建物が崩壊しないにしても相当ひどい目にあう事は確実であるので、免震構造にして安全性を向上させようとした途端、超高層に準じた設計を強いられ、余計な審査期間と経費がかかり、設計者とユーザーを泣かせてはいないのか非常に疑問に思っています。いまだに普通のマンションが超高層建物と同じような審査を受けているのではどう考へても普及しうるがないのでは無いでしょうか。実際、70棟程度の実績しかないのは、割りがあわないと皆が感じているからではないでしょうか。行政、学会、建設会社、ゴムメーカーそれぞれに言い分があるのでしょうが、免震構造協会がこういった弊害を打破されて、一般ユーザーがこれは得だと感じさせる状況になることを切に願っております。私なども自分の住宅を建設するなら免震構造にして安心して暮らしたいのですが、建設費以外の余計な経費と諸々の手間を考えると断念せざるを得ないと感じています。折角安全性に優れた技術を停滞させるのが残念で、不評は覚悟の上で敢えて私見を述べさせて頂きました。末筆ではありますが、貴協会のご活躍、ご発展を心より祈っております。

日本免震構造協会の設立に寄せて



日本ゴム協会会長

赤坂 隆

この度、日本免震構造協会が設立されたことを心からお慶び申し上げます。

周知のように、我が国は世界有数の地震国であるだけに、有史以来かぞえきれない程の地震による大災害に見舞られてきました。つい先日も、北海道の奥尻島で

大地震があったばかりですが、今後も大正12年の関東大地震級の大地震が、何時起こるかも知れないという不安の中におかれています。地震灾害は建物の崩壊によるだけでなく、二次的に誘発する火災によって更に増幅されることもあり、そうした恐怖感から人間を解放することは文明社会的一大悲願ともいえましょう。

ここに、この悲願達成の一翼を担って日本免震構造協会が誕生したことは誠に喜びにたえません。

免震用積層ゴムはゴム層と薄い鋼板を交互に重ね、接着積層した構成になっており、ゴムの非圧縮性と低いせん断剛性、ならびにゴム特有の粘性を巧みに利用したもので、その免震効果については古くから知られていました。1889年、メルボルンでの鉄道高架橋に取り付けられた単層ゴム支承がその嚆矢といわれていますが、その後我が国のみならず外国でも低層住宅用への実施例が増えつつあります。

ゴムという材料は建築材料としては特異なものなので、昭和62年に当時の日本建築学会会長の谷資信氏より、日本ゴム協会会長の山下晋三氏宛に、“免震積層用ゴムの寿命と信頼性について”という課題に関する調査依頼がありました。これを機に、日本ゴム協会の技術部会内に“免震構造用積層ゴム特別委員会”が設置され、委員長には山崎升前会長が委嘱されたという経緯があります。私も一委員として参加させていただいておりますが、この委員会では、ゴムの劣化と耐久性といった材料特性だけでなく、免震積層ゴムの座屈面圧、横剛性および固有振動数の評価、ならびに大変形時の応力解析、接着はく離強度などの力学的特性、さらに製造法、品質検査および使用例などについての広汎な調査研究を行っており、またその報告書、指導書を公開して免震積層ゴムの啓蒙と普及に努めるなどの活動を行ってきました。

特に積層ゴムの力学的特性は、載荷物としての建築物の重量や剛性と密接な関連があり、その免震効果は、積層ゴム支

承と建築物の連成振動によることになりますので、免震構造工学はいわば建築工学とゴム化学の正に境界領域であると思われます。学問のボーダーレス化の傾向は近年目覚ましいものがありますが、貴協会はその流れに大きい歩みを印したこ

とになります。こうした趨勢は産業社会の変化に即応するための学問の近代化にはかならないと考えられます。

さて、積層ゴムはゴム産業の枠組みの中に入っていますが、工業用品の一つとして位置付けられていますが、今後益々製品の安全性・信頼性の向上を目指して設計面での充実を計り、免震構造工学の発展に寄与して行きたいと願っております。

このためには、日本ゴム協会といたしましても、ゴムの物性という面に加えて、ゴムの力学的特性についての研究面をより充実させる必要を痛感いたしております。すなわち、ゴムの大変形に対する理論解析、有限要素法による数値解析、さらにモーダル解析の推進が肝要と思われます。

他方、貴協会におかれましても、免震構造力学および設計の新しい展開が望まれるわけですが、上部建築構造と下部積層ゴムとの連成効果、すなわちマッチングの課題が浮上してくるものと愚考いたします。さらに、直下型地震に対する免震構造の挙動についての検討、また下部積層ゴムの不齊面圧による建築物の不等沈下や搖れ問題に対する吟味も必要となるのではないかと推測されます。

以上は建築設計の一素人の弁ですが、免震構造の信頼性を高め、その普及を計る上にもうした問題点に対する安全性のPRが重要であると思われます。さらに免震構造の経済性への追求も大切と存じます。こうした努力を重ねることによって、ユーザの関心をとらえ協会として益々発展されることを期待しております。

日本ゴム協会は、貴協会とは積層ゴムを介して密接な関係にありますので、今後連繋を強め、貴協会の発展に協力いたしたいと考えております。

おわりに、本稿は本来ならば、免震ゴム特別委員長の山崎升先生にお願いするのが順当ですが、先生から私に強いご指示がありましたので、僭越ながらお引受けすることになったことを申し添えておきます。

座談会

山口 6月17日に日本免震構造協会が設立されたわけですが、きょうはその発足の意義についてお話をうかがいたいと思います。

設立の趣旨は免震構造が注目されて普及途上にあるわけですが、何といっても長い伝統をもつ通常の耐震構造に比べて歴史が浅く経験も少ないために、これを普及させるためには何らかの手当がいるのではないかというのが一つ。

この技術に関しては各企業がいろいろ開発を進めておりまし、行政的には三十八条認定ということで、建築センターの評定が設けられ、一方、日本建築学会では学術的な基礎研究ということで、免震小委員会が発足しています。

もう一つの柱というのは、大勢の人が使いやすいとか普及のためにいろいろやることが多いのではないかということで、そのためには協会をつくって活動しようというようなことが趣旨です。

免震構造というのも耐震構造の一つの選択肢で、日本だけでなく、世界中の地震国の中社会的資産や人命を守る上で、技術そのものはやはり世界の共有財産じゃないかという観点で普及活動ができないかと、数年前から話を進めておりましたのが具体化しました。

協会の発足にあたって梅村先生いかがでしょう。

梅村 免震構造というのは日本のひどい地震に対して、入ってくる地震力というものをもうちょっと少なくできないかなという、昔からこちら関係の技術をやっていた人たちの一つの考えがあったわけですね。それで建物を地震に対して滑るようにしておけばいいんじゃないかというようなことが基本に考えられて、その一つが関東大震災のときに小田原で、もともと滑るように設計してあって、土台ははずれたけれども建物は大丈夫だったという実例があったという話を私は聞いていたわけです。

その後、いろんな方が、建物をうまく地震に対して滑るようになれないか、海の上に浮いている船みたいな格好を考えて、地震の波をうまく避けられないかというふうな具体的な工夫が研究者の中でも考えられて、松下清夫先生とか東北大の和泉正哲先生、岡隆一さん、清水建設の大筑志夫さんなんかもそんな工夫を発表されておりました。

ただ、どんな地震がくるのかわからないから、なかなか理論には乗らなかったのが、やっと地震の記録がとれて、建物がどう揺れるかというふうな計算ができるようになりますし、初めて免震というものを理論に乗ってけることができるようになった、というのが昭和39年ぐらい。そのころから免震構

造というものがまともな設計に乗るような機運が出てきたと思うんです。

免震構造をもっと普及させようと——山口氏

山口 免震の普及のためにこの協会が役立つんじゃないかと期待しているんですけど、救仁郷先生いかがでしょう。

救仁郷 私はこの方面の動きを見ていますと、最近、技術的には相当しっかりしてきたんじゃないかと思うんですね。いろんな材料とか進歩もありましたし、技術的にもいろんな解明ができた。もっと普及させていいのに今までバラバラに動いていたということで、協会設立のタイミングとして非常に良かったという気がしています。

私、震災対策なんかをやっておりまして、建物のことだけではなく、これだけ日本が情報化社会になったときに被害はいったいどうなるんだろうか。例えば世田谷の電話ケーブルの火災でも、復旧に何ヵ月かかったかと思うんですね。ですから建物の中の情報関連の機器がやられたときにどうなるかということを考えると免震的な考え方をもっと普及させていく必要があると思うんですね。

昔から地震の波を避けようと工夫——梅村氏

山口 日本建築学会に免震構造小委員会ができまして、多田先生が委員長もやられたわけですが、免震の現状とか課題をどうお考えになっておられますか。

開発段階からどう育てるかの領域に——多田氏

多田 日本建築学会で昭和61年11月に小委員会が発足したわけです。

昭和54年ころ、最初、梅村先生に責任者になっていただきて12、3人で免震構造懇談会を隔月で開催しました。1年半ほど続けてから実際の建物をやることになり、八千代市に鉄筋コンクリートの住宅を建てました。そのころから、初めは拒否反応だった建設省も新技術を進めようと前向きになり、一方、関心をもたれる研究者も出てきたものですから、学会で小委員会をつくっていただきました。

それで設計指針も発表し、現在では技術的にどの程度免震できるか、どの程度信頼性があるか、積み残した問題点はなにかと

座談会

か、そういう全ぼうがようやくはっきり見えるようになりました。

これは設計者の方、建設業の方、それから積層ゴムを作つておられるメーカーもいろいろ経験を積んで、ようやく確信がもてるようになった。

研究の中身から見るともう開発段階は済んでいるという認識があったものですから、業界レベルで相談し合えるような場がいる、それと設計者のための具体的なアドバイスも学会では無理な点もありますので、梅村先生にお願いをして協会設立に至ったわけです。これからが免震をどう育てるかという領域に入ってきたなという感じを持っております。

梅村 免震構造協会というのはどういうことに取り組んでいくかということを少し話題にしてください。

情報関連機器に免震的考え方 —— 救仁郷氏



山口 何のためにやるかというと、建物に入る力を少しでも減らせば中に入っているものの保護というものがもっと確実になるんじゃないかな。

要するに、今までの耐震設計というのはどちらかというと建物を崩壊させない、つぶさないということが主眼となってきたんですけど、これからの高密度になった都市の建物はそれだけでは不足じゃないか。解決する方法として、いま具体的に提供できる技術は免震であるという立場で進んでいるわけなんです。

地震力が小さくなると経済的因素が出てくるんですが、今までのところトータルとして必ずしも安くなつてないということはありますけれど、これは普及によって解決できるんではないか。要は、建物の中身を守ろうというのが主眼じゃないかと考えるんです。これからの社会に適合した耐震設計の一つの解決方法じゃないと。

多田 免震構造というのは大地震がきたら、速い揺れの地震動は地面が勝手に動いて上の建物はじっとしている。ゆっくり大波のような地震動がきたら波に乗っかって一緒に動く、そういうものを建築で実現できるかどうかということだったんですけども、いい設計をして、いい積層ゴムとかダンパーを使えば実現可能だというところまできた。

もう一つは耐震設計は大変造形がやりにくくて困ってしまう。例えば壁を一面または二面をコンクリートや石造で固めて、その他は全面ガラスでやりたいという場合、地震で大きなねじ

れが出るわけです。免震ならそういうのは好きなようにやりなさい、地震は床下で全部吸収して取ってしまうからと。これは極論ですが。そういうてもいいんではないかというところまで技術はきた、というのが「全ぼうがわかった」という話です。

梅村 結局、縦方向にはかなり強い、けれども横方向には大変柔かい良い材料のゴムができて、その上に建物を乗せて、地震がきたらゴムだけは動いて上はそのまま同じ形で揺らそうというわけでしょう。

多田 はい、そうです。上下動をよくよく検討してみますと影響は少ない。つまり重力をいつも受けていますから上下方向は相当がっちり受けている。横方向に弱いわけですから、振動は伝わりますけれども、構造的には問題はないというようなことも相当研究が進んでわかつきました。ただ、絶対揺れないような家ができるかという話もありますけどね。

梅村 とにかく、上下には強く、横には弱さはあるけれど大変柔らかいやつの上に乗っけるという工夫をやっておけば、理論的にもどういうふうな力が入るかというのもわかるようになってきたわけですね。この協会で取り扱おうとするのはその問題でしょう。

多田 それがメーンです。

山口 当協会は、制震的な開発というよりは、ある程度完成した技術をもとにして、世の中に普及させたいというのが趣旨ですから。

先ほどの絶対制震の話ですが、免震しても周期が長い波が少しほは入ってくる場合もありますので、そういうたった入力をさらに防ぐためにはアクチュエーターをつけてコントロールすることも可能なんです。そういうたった絶対制震もできます。もともと入ってくる力が小さいから小さい力でコントロールできる。基本的には免震がありますから、非常にリーズナブルにやれると思っています。

梅村 それから外からきている配管なんかが大丈夫かというふうな心配も、工夫してだめにならないようにしていく必要もあるわけでしょう。

什器やハイテクも免震なら大丈夫 —— 武田氏



武田 救仁郷先生の情報化社会の地震の問題ですが、宮城県沖の大地震のとき、電算センター内のコンピューターが倒れた

座談会

ですね。大地震のときにはそういうことがあるんですけども、中くらいの地震でも中の什（じゅう）器備品が被害を受ける。大地震に比べて頻度が高いものに対して什器あるいは非常に価値のあるものを被害から守るというような、身近な問題についてもう少しPRしたほうがいいかなという気がするんです。いつ起こるかわからない大地震に対応するも 梅村 釧路の地震で上に積んであるのが全部落っこちたり割れちゃったりしたわけでしょう。免震ならああならないですよ。

武田 もう一つ、列車振動とかそういったものにたいしても非常に効きますので付加価値もある。建物のオーナーにそういった副次的なメリットも知ってもらうこと。それからハイテクの機器も微震動を嫌いますから、常時微動をカットするという意味でハイテクには向いているということもPRの必要がある。だからクライアントにそういうことを知ってもらうということが大切だと思いますね。

梅村 この協会の一番大事なところはその点じゃないかと思うんですよね。お互いに技術者同士が難しい議論をしているよりは、そういうことをもっと一般の人に知ってもらうことが必要ですね。たしか一番最初に建築センターの審査にかけたのは美術館じゃなかったですか。

山口 免震という名目で許可になったのは美術館ですね。その前に八千代台というのは実験家屋という位置付けですね。

梅村 美術館というのは、いざとなったら貴重なものがひっくり返ったり割れたりする危険が大変あるけれども、免震ならその心配がないと話したことがあるんですけどね。

山口 私なんか一番使ってもらいたいのは情報機器もありますが、病院とか住宅にうまく使ってもらえないかと考えているんです。大きく揺れたときにそれを救う手だてというのは免震構造しか解決の方法がないというふうに考えちゃうわけです。

武田 免震の普及のためには大臣認定取得のスピードアップをバックアップしてあげができるといいですね。というのは若干時間を取りられるでしょう。

山口 仮にそれが普及のための障壁だとすれば、どうやってその障壁を取り除くかというのは非常に大事な問題だと思うんです。いまの制度ですと、ある限られたグループならサッといきますけれども、ちょっと使ってみたいと初めて使われる方はかなり大変なんですね。その辺のバックアップあたりから始めていけば、それなりの実績ができれば大臣認定もある程度理解を示してもらえるんじゃないでしょうか。

梅村 建築費はどうなんですか。いろんな建物があるから一概にはいいにくいでしょうけど。

多田 完成された建物で材料をどのくらい使うか、骨組法をどのくらいにするかという点に限っていえば9階建てとか19階建てくらいで4.5%。

梅村 下の費用とか、フレキシブルにしなきゃいけないとか、全部入れて全体として安くなりますか。

多田 安くなります。

梅村 少し高くなるという話も聞いたけど。

山口 今まで出ているデータは安くなっているんですけど、いろんなものができてきて、安くできるデータもえてきました。

梅村 それは大変いい話だけれども。

山口 やっぱりある程度規模がいるような気がするんですね。2階建てくらいですとまだ……。

多田 ある程度規模がありますとこれは安くなる。とくに基礎が安くなる。

武田 それはパフォーマンスを同じにするとずいぶん安くなってしまう。例えば建物のダイナミックチェックを地震入力を大きくして行うと、普通の場合構造体が大きくなってしまいますが、それを免震でやれば減りますから、そういう比較の仕方ももう一つあると思います。

多田 今度、学会の指針で積算をきちんとやって答えを出したものがありますよ。

梅村 やっぱり施主の方がたにこういうものを生かしてもらうという努力が、この協会としてはやらなきゃならないことじゃないですかね。

山口 きょうはこのへんで終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

【座談会出席者】

梅村 魁（会長）／多田 英之（理事）／救仁郷 齊（副会長）

武田 壽一（副会長）／山口 昭一（副会長）

（建設通信新聞 平成5年7月12日号より）

技術委員会



技術委員会委員長

和田 章

現在当委員会への参加希望者は約30人と多数であり、また免震構造に関する現在までの取り組み状況も各社各様と見受けられます。従って全員参加の一つの委員会で同一テーマを協議していくよりも、委員会を検討テーマに従って幾つかの小委員会に分割し、小委員会毎に個別テーマを協議していく方がより効率的かと考えます。

なお、免震構造について私の考え方の一端を述べさせていただきます。

免震構造の考え方には百年の歴史があること、積層ゴムの利用によってこの考え方が実用になったこと、ヨーロッパ、ニュージーランド、アメリカにも多くの研究者、技術者がいて、日本ほどの数ではないが本格的な規模の建物に用いられていること、これらのこととは免震構造協会の会員の方には常識であろう。でも、中には積層ゴムは海外で発明され、ただその技術を輸入しただけと思っている人もいるかも知れない。海外の積層ゴムは縦長な形をしており、それによって横方向の剛性を小さくして免震構造を形成していることが多い。この方式は大変形時の安定が良くないので、日本には通用しない。大変形状態でも鉛直荷重に対し安定していて、横方向の固有周期を大きくするための研究は日本で行われたと言つてよい。これらの研究を精力的に進めてこられた多田英之先生、山口昭一先生の努力が今の積層ゴムを実用化した原動力と言える。

建物の耐震設計は、地震による入力エネルギーを構造物のどの部分へ吸収させるかと言うことで置き直せることも、構造設計者の常識であろう。現行法規では、これを構造物の強さと変形能力の二つの尺度を用いて表そうとしている。

従来方式の固定された基礎を持つ建物において、構造物全体に亘って安定した塑性変形を起こすことが出来れば、構造物を弱く作っても大丈夫ということになっている。しかし、どんな地震が来るか分からぬ条件のもとで、全層に亘って一様に塑性変形を起こさせるためには工夫が必要である。これを韌性型建物と呼ぶが、このような構造が本格的な地震を受けたときを想像してみよう。骨組は塑性変形を起こしても、崩壊しないで残るであろう。しかし、窓ガラス、天井、間仕切り壁、ドア、エレベータ、机、

椅子、書棚、食器棚のように建物に付いたり載っているものが健全でいられるとは考えにくい。近年の地震被害で実際に起きている韌性型建物の宿命であり、これも構造設計者の常識である。

壁式構造のように、塑性変形に頼らず構造物を十分強く作り、強度抵抗型によって建物を作った場合はどうであろうか。この場合は窓ガラス、天井、間仕切り壁、エレベータ等には問題が起きないかも知れない。しかし、建物に生じる加速度が非常に大きくなるため、建物内部は騒然とした状態になることが予想できる。たとえば、建物が病院、計算センターであったとすると、その機能を維持することは出来なくなる。このような建物には多くの場合免震床が使われることから考えても、これも構造設計者の常識である。

制震構造の研究も盛んである。超高層建物への風に対する制振は有効であろうから別として、中層建築をアクティブに制震したとする。最も理想的な場合を考え、各階の床の絶対水平変位を小さくし、加速度も小さくしようとしたとする。基礎部分は地動と一緒に大きな変位を受けるわけだから、第一層の骨組に大きな層間変形が生じることになる。しかし、一階はロビィや受付のある建物のエントランスであり、この第一層の柱を大きく変形させるわけにはいかない。建物と基礎の間に積層ゴムを設置し、建物の外で変形させる方が賢い解決策である。やはり、免震構造しか有りえない。

免震構造に限らずどのような技術にも、先進的にリードしていく人達と、これに倣っていく人達がいるように感じる。ただ、先進的にリードして一つの体系を作り上げた人達は、その形を維持するために保守的になると思われがちである。しかし、現実を見るとそうではなく、真剣に問題を考え、常に、最善を求めて努力している人達に保守的になつてゐる暇などない。現在の耐震設計の基本を作られた武藤清先生が、約10年前の世界地震工学会議において免震構造の講演を最前列で真剣に聞かれていたのを見て、そう感じた。一般に、倣って仕事をしている人達の方が、新しいことに対して保守的であり、そんなことをして本当にいいですかと言うことになりがちと思う。また、一般的には、年配の方が保守的で、若者が革新的と思われている。しかし、免震構造、制震構造の研究開発については逆のようである。若者から新しい考えが出るようにならなくてはならないと思う。

免震構造の良さが、早く、構造設計者そして建築家の常識になって欲しいと思う。

規格化・標準化委員会



規格化・標準化委員会委員長
寺本 隆幸

規格化・標準化委員会は、免震構造に用いられるアイソレーターやダンパーなどの機器の規格化・標準化・検査・維持管理などを検討することを目的としている。

この種のテーマについては、未だ確定的な知見もないため手探り的ではあるが、種々の見地からの検討を加えて、成果を得たいと考えている。

委員会の発足に当たって、想定している当面の活動概要を以下に述べる。

1. 委員会の目的および業務内容

平成5年度の事業計画によれば、以下の項目が挙げられている。

- (a) 免震装置の規格化、標準化に関する調査研究
- (b) 免震装置の受入れ検査の標準化に関する調査研究
- (c) 免震装置の維持管理の標準化に関する調査研究
- (d) その他規格化・標準化に関連した課題

2. 委員会活動の具体策

当初は、委員会の目的・業務内容についての議論を行い、委員会の基本方針や方向性を定めるための作業を行う。

その方向性に応じて小委員会を設置して、上記(a)～(d)の各項目の具体的検討を開始する。

[委員会の構成]

設計・施工・機器メーカーよりの委員12名にて構成する。

委員長…寺本 隆幸

委員…遠藤 和夫、小幡 学、川村 満、下田 郁夫、永井 潔、長谷川 久巳、早川 邦夫、三浦 義勝、宮崎 光生、芹沢 利和
幹事…山本 裕

[検討期間]

'93.7～'93.12——基本方針の討議・検討

'94.1～————小委員会活動の開始

3. 当面検討すべき事項

当面検討すべき事項としては、免震構造の用いられている機器の性能に真に要求されているものは何かを考えていくことになる。現状にとらわれることなく、るべき姿を追及して行きたいと考えている。

検討事項の例としては、以下のものが挙げられる。

- ・規格化や標準化に求められるもの
- ・JIS規格の必要性
- ・受入れ検査の在り方
- ・維持管理の必要性と社会的認知
- ・維持管理の具体的方法

広報委員会の活動構想

広報委員会委員長
須賀川 勝

1. 現在の動き

広報委員会では協会の事業計画に沿って、免震構造の普及活動を行っていくには、具体的に何から始めていくのか等について委員会で検討を始めた段階であり、現在までに4回の委員会が開催され、山口副会長も出席されて会誌発行・活動方針について意見交換を行ってきた。

第1回は委員会のメンバーも全員確定していなかったが、会誌創刊号の発刊作業や日程の都合上その準備を兼ねて、7月7日(金) 東京建築研究所に於て開催し、会誌創刊号の内容、原稿依頼先、表紙デザイン等の素案作り、および広報委員会の役割等について検討を行った。

第2回は8月5日(木)、久米設計で新社屋の見学も兼ねて行われ、13名全員が出席し以下のような事項について協議された。

- ・創刊号の発刊準備…9月20日頃発刊。
- ・会誌の内容、役割の検討。次号の準備。
- ・委員会の役割についての意見交換。

引き続き第3回(8月20日)、第4回(9月10日)の委員会が行われ、同様の議題で協議が行われた。尚、詳細については紙面の都合上省略させていただく。

2. 今後の予定

創刊号に続き会誌の編集・発行を軌道に乗せることが、当面の課題となっているが、その他の事業についても、ひき続き検討しており、いくつかの意見も出ている。

普及活動を幅広くとらえるとかなり多くの種類の活動が考えられるが、当面は少しずつ絞って始めていく方針で、具体的には技術委員会・規格化標準化委員会の協力を得て発表会等を行っていくことや、関連メーカー・各社の協力による見学研修会等の計画も話題になっている。特に一般の建築主に対するPR活動が重要であるという意見もあり会誌の内容等と共に今後検討していく予定である。さらに皆様方からのご要望なり、ご意見があればどしどし出してもらい、その実現に向けて委員一同最善の努力をしていくのでご協力いただきたい。

現在参加されている委員会のメンバーは設計事務所・メーカー・ゼネコンの13名で構成されている。

広報委員会メンバー

有田 興紀・跡部 義久・小幡 学・酒井 哲郎・菅 勝・須賀川 勝・
杉沢 充・坪井 信・鳥居 次夫・中川 進・細川 洋治・三浦 義勝・
山竹 美尚

(8月5日久米設計にて)



後列左より 杉沢・鳥居・山口・山竹・跡部・小幡・須賀川・細川・中川 前列左より 有田・酒井・坪井・三浦
(8月5日 第2回広報委員会 於:久米設計)

日本免震構造協会 定款

制定 平成5年6月17日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本協会は、日本免震構造協会（英文名Japan Society of Seismic Isolation 略称JSSI、以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都新宿区信濃町20 東京建築事務所内に置く。

2 本協会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 本協会は、建築物等に係る免震構造（以下「免震構造」という。）に関し調査研究及び技術開発を行い、免震構造の普及と技術の向上を図り、併せて国際組織への協力等を行うことにより、住宅・社会資本の整備の促進に貢献し、もって国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 免震構造に関する調査研究及び技術開発
- (2) 免震構造に関する規準等の作成
- (3) 免震構造に関する技術水準の維持及び向上の指導
- (4) 免震構造に関する国際組織への協力等
- (5) 免震構造に関する研究発表会、講演会等の開催
- (6) 第1号及び第2号に掲げる事業に関する業務の受託
- (7) 免震構造に関する会誌、図書の刊行等
- (8) 免震構造に関する業績の表彰
- (9) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本協会の会員は、次の4種とする。

- (1) 第1種正会員 免震構造に関する事業を行うもので、本協会の目的に賛同して入会した法人
- (2) 第2種正会員 免震構造に関する学識経験を有するもので、本協会の目的に賛同して入会した個人
- (3) 特別会員 免震構造に関連する学会及び団体で、本協会の目的に賛同して入会したもの
- (4) 名誉会員 免震構造に関し特に功績のあったもの又は本協会に特に功労があったもので、総会において推薦されたもの
- (5) 贊助会員 本協会の趣旨に賛同して入会した個人又は法人

(入会)

- 第6条 正会員又は特別会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。
- 2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が申込者に通知するものとする。

(入会金及び会費)

- 第7条 正会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 特別会員および贊助会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

- 第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき。
 - (2) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。
 - (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である法人若しくは団体が消滅したとき。
 - (4) 2年以上会費を滞納したとき。
 - (5) 除名されたとき。

(退会)

- 第9条 会員は、理事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

- 第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において三分の二以上の議決に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 本協会の定款または規則に違反したとき。
 - (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金の不返還)

- 第11条 既納の入会金、会費およびその他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類および定数)

- 第12条 本協会に、次の役員を置く。
- | | |
|------|-----------------------------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 3名以内 |
| 専務理事 | 1名 |
| 理事 | 20名以上40以内（会長、副会長及び専務理事を含む。） |
| 監事 | 2名または3名 |

(役員の選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員（法人にあっては、代表者として権利を行使する者）の中から選任する。ただし、理事のうち2名以内は、正会員以外の者から選任することができる。

- 2 理事は互選により、会長及び副会長を選任する。
- 3 専務理事は、理事会の承認を得て会長が選任する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員の職務)

第14条 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づいて本協会の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行状況について、不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするため必要があるときは、総会若しくは理事会の招集を請求し又は総会を招集すること。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

(役員の解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において三分の二以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第18条 本協会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、又は会長に対し意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 総会

(種別)

第19条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第21条 総会は、この定款で別に定めるものほか、本協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第23条 総会は、第14条第5項目第4号の規定により、監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員の表決権総数の1／5の出席がなければ開会することができない。

(議決等)

第26条 総会の議事は、この定款で別に定めるものほか、出席した正会員の表決権総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 正会員の表決権は、第1種正会員にあっては1口3個、第2種正会員にあっては1個とする。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要およびその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第5章 理事会

(構 成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるものほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種別及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第5項第4号の規定により監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議 長)

第33条 理事会の議長は会長がこれに当たる。

(定足数等)

第34条 理事会には、第25条、第26条第1項、第27条及び第28条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは、「理事」と読み替えるものとする。

第6章 委員会

(委員会)

第35条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第36条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第37条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第38条 本協会の経費は財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第39条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に、総会において出席正会員の表決権総数の3分の2以上の議決を経る。これを変更しようとするときも、同様とする。

(暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入及び支出することができる。

2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第41条 本協会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席正会員の表決権総数の3分の2以上の議決を経る。

(特別会計)

第42条 本協会は、必要に応じ、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(事業年度)

第43条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において正会員表決権総数の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

(解 散)

第45条 本協会は、総会において正会員表決権総数の4分の3以上の議決を経て解散する。

(残余財産の処分)

第46条 本協会が解散のときに有する残余財産は、総会において正会員表決権総数の4分の3以上の議決を経て、本協会と類似の目的を有する他の公益法人に寄附するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第47条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第48条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す種類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第10章 雜 則

(委 任)

第49条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 本協会の設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は第15条第1項の規定にかかわらず、平成7年3月31日までとする。
- 2 本協会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

日本免震構造協会 運営規則

制定 平成5年6月17日

第1章 総 則

第1条 本協会の運営に関しては、定款に定めるものほか、この規則の定めるところによる。

第2章 入会金及び会費

(入会手続)

第2条 会員になるには、所定の入会申込書に入会金及び会費を添えて、事務局に提出するものとする。

(会員資格の取得)

第3条 会員は、入会通知書の発行日からその資格を取得する。

(会費の納入)

第4条 会員は、毎年度の会費を前納しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、第1種正会員に限り、年2回または4回に分納することができる。

2 名誉会員は、会費の納入を免除される。

(入会金および会費の金額)

第5条 入会金および会費は、会員の種別に応じて、次の通りとする。

	入会金	年会費
第1種正会員	200,000円	200,000円（1口）
第2種正会員	5,000円	5,000円
特別会員	別に定める。	

第3章 会員の権利

(会員の権利)

第6条 会員の権利は次の通りとし、そのものに属する。

- (1) 正会員は、総会における表決権及び理事、監事の選挙権、被選挙権をもつ。
- (2) すべての会員は、会誌の配付を受ける。
- (3) すべての会員は、本協会の刊行図書について特典を受けるほか、本協会が主催する事業に参加することができる。

(会誌の配付)

第7条 会員に対する会誌の配付数は、次の通りとする。

第1種正会員	年会費1口につき各2冊
第2種正会員	1冊
特別会員	1冊
賛助会員	1冊

(権利の停止)

第8条 会員で、会費の滞納が6ヶ月以上に及んだときは、前条の会員の権利を停止することができる。

第4章 役員の選任

(会長、副会長の選任)

第9条 会長、副会長の選任は、理事会において、理事のうちから互選によって行う。

2 前項の理事会は、通常総会開催日当日又は通常総会開催日から1ヶ月以内に開かなければならぬ。

(理事及び監事の選任)

第10条 理事及び監事の選任は、通常総会において、出席正会員の投票によって行う。ただし、総会の議決により、他の方法によって選任することを妨げない。

2 被選挙者の定数は、理事会で定める。

第5章 運営委員会

(運営委員会の設置)

第11条 会務運営の円滑化をはかるため、理事会を補佐する機関として、運営委員会を設置する。

(運営委員会の組織)

第12条 委員は30名以内とし、会員の各部門分野地区等を考慮して選ばれるものとする。

2 常設の委員会の委員長及び部会の座長は、委員とする。

3 委員長および委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

4 委員会は、委員長が必要と認めたとき隨時開催し、議長は委員長がこれに当たる。

(運営委員の任期)

第13条 委員長および委員の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。

(審議事項)

第14条 運営委員会は、次の事項を審議する

(1) 理事会に付議すべきこと

- (2) 総会及び理事会の議決した事項の執行に関すること
- (3) その他理事会の委任を受けた本会運営上の重要事項に関すること

(幹事会)

第15条 運営委員会には、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の委員は、運営委員の中から各部門を考慮して選ばれるものとする。
- 3 幹事会の主査は、運営委員長がこれに当たり、主査が必要と認めたとき随時開催する。
- 4 幹事会の主査及び委員の任期は、第13条規定の任期と同一とする。

第6章 各種委員会

(委員会の設置)

第16条 定款第4条の事業遂行のため、必要な委員会を設置する。

(委員会の組織)

第17条 委員会は、会員をもって組織する。ただし、特に必要ある場合は、会員外の専門家を委員に加えることができる。

- 2 委員長及び委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 3 委員長は、必要に応じ理事会に出席させることができる。

(委員の任期)

第18条 委員長および委員の任期は、2年以内とする。ただし必要あるときは、重任を妨げない。

- 2 臨時の目的のために設置する委員会の委員長および委員の任期は、原則としてその委員会の存続期間とする。

(委員会の報告事項)

第19条 委員会は、毎年度末に、当該年度の事業概要を、理事会に報告しなければならない。

(委員会の規定)

第20条 委員会を設置する場合は、次の事項を規定し、理事会の承認を経るものとする。

- (1) 目的および業務内容
- (2) 存置期間
- (3) 組織構成
- (4) 委員の任期

(小委員会)

第21条 委員会には、必要に応じて小委員会を設けることができる。

- 2 小委員会には第17条から第20条までの規定を準用する。

第7章 事務局

(事務局の組織)

第22条 事務局に、事務局職員として事務局長、事務局次長及び職員を置くことができる。

(事務局の運営)

第23条 事務局の運営に関する必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第8章 会誌および刊行図書

(定期刊行物)

第24条 本協会は、四半期に1回会誌を発行配付するほか、会員名簿を刊行する。

(研究成果の刊行)

第25条 本協会は、委員会の研究成果その他で、目的達成に必要と認めたものを刊行する。

第9章 補 足

(規則の改定)

第26条 この規則の改定は、理事会の議決による。

(細則の制定・改廃)

第27条 この規則に定めるもののほか、規則の施行に必要な細則の制定および改廃は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この規則は、平成5年6月17日から施行する。

日本免震構造協会会員

■第1種正会員

株式会社梓設計	鉄建建設株式会社
安藤建設株式会社	東急建設株式会社
石川島播磨重工業株式会社	動力炉核燃料開発事業団
オイレス工業株式会社	株式会社東京建築研究所
大阪化工株式会社	東京ファブリック工業株式会社
株式会社大林組	東邦技研株式会社
株式会社奥村組	東洋ゴム株式会社
株式会社織本匠構造設計研究所	戸田建設株式会社
株式会社大澤構造設計事務所	トーゼン産業株式会社
鹿島建設株式会社	飛島建設株式会社
川口金属工業株式会社	株式会社日建設計
株式会社熊谷組	西松建設株式会社
株式会社久米設計	ニッタ株式会社
呉羽製鋼株式会社	日本国土開発株式会社
黒沢建設株式会社	株式会社日本設計
株式会社鴻池組	株式会社間組
五洋建設株式会社	株式会社フジタ
佐藤工業株式会社	株式会社ブリヂストン
株式会社佐藤総合計画	前田建設工業株式会社
清水建設株式会社	株式会社松田平田
昭和電線電纜株式会社	三井建設株式会社
新日本製鐵株式会社	三菱建設株式会社
住友建設株式会社	三菱地所株式会社
住友ゴム株式会社	三菱重工業株式会社
大成建設株式会社	三菱マテリアル株式会社
大日本土木株式会社	株式会社山下設計
株式会社竹中工務店	横浜ゴム株式会社

■第2種正会員

梅村 魁	高山 峰夫
秋山 宏	中野 清司
救仁郷 斎	山崎 升
多田 英之	和田 章

日本免震構造協会役員(敬称略)

【会長】梅村 魁 (東京大学名誉教授)
【副会長】救仁郷 斎 (建築行政情報化センター理事長)
山口 昭一 (東京建築研究所代表取締役)
武田 壽一 (大林組取締役技術研究所長)
【専務理事】二階堂隆保 (新日本製鐵建築事業部長)

【理事】

秋山 宏 (東京大学教授)	志賀 昌宏 (飛島建設技術副本部長)
東 武史 (松田平田構造設計部長)	世良 耕作 (日本設計取締役)
石井 俊男 (ブリヂストン化成品販売本部長)	染谷 薫 (川口金属工業常務取締役)
市川 直人 (住友建設専務取締役)	高田彌太郎 (オイレス工業常務取締役)
江原 吉明 (鴻池組取締役副社長)	多田 英之 (福岡大学教授)
遠藤 正明 (竹中工務店専務取締役)	立石 信也 (日本建設業経営協会)
城石 省藏 (ハザマ建築本部構造設計部長)	田中 宏志 (三菱建設常務取締役建設本部副本部長)
小幡 学 (久米設計構造設計室長)	寺本 隆幸 (日建設計東京構造事務所長)
加藤 徹夫 (前田建設工業取締役技術本部長)	中野 清司 (東京電機大学教授)
川北 鎮雄 (三菱マテリアル取締役)	林 茂樹 (日本国土開発常務取締役)
北村 弘 (大成建設代表取締役副社長)	町田 亘寛 (熊谷組技術開発本部副部長)
木村 克次 (東急建設構造設計部長)	三浦 義勝 (鹿島構造設計部長)
栗原 和夫 (西松建設常務取締役技術研究所長)	茂木 雄二 (戸田建設建築技術開発管理部長)
小西 輝彦 (大日本土木常務取締役)	矢作 和久 (三井建設技術研究所長)
五味 晴人 (フジタ技術研究所長)	山崎 升 (東京工業大学名誉教授)
斎田 和男 (清水建設構造技術開発部長)	吉野智佐雄 (昭和電線電纜取締役)
佐藤 育英 (安藤建設専務取締役)	和田 章 (東京工業大学教授)

【監事】

小笠原正治 (東洋ゴム)	岡本隆之佑 (山下設計)
--------------	--------------

会誌創刊号の発行を9月になんとか実施することができ、スタートしたばかりの広報委員会一同ほっとしたところです。設立総会以来1日も早い発行をと思うあまり、執筆をお願いした先生方には、無理な日程を押し付けてしまうことにもなりましたが、快く応じてくださり、内容豊富な会誌ができました。改めて感謝している次第です。編集に当たっては当初から会の設立に尽力された山口副会長も参加されて不慣れな我々に適切なアドバイスをしてください、短時間で効率よくまとめることができました。又協会活動自体も始まったばかりであり、事務局を初めいろいろな方々の協力を戴きました。会誌は年4回発行の予定ですが、スタートしたばかりでもあり当面は試行錯誤が続くでしょうが、皆さんのご意見を反映させつつより良いものに育てていきたいと、考えております。ご支援のほどお願いします。尚次号は11月中旬に発行予定です。

(広報委員会委員一同)

運営委員会の動き

運営委員会の役務は運営細則第5章—第11条（運営委員会の設置、第12条（運営委員会の組織）第13条（委員の任期）第14条（審議事項）第15条（幹事会）に明確に示されています。

現在21名の方に委員をお引き受け頂いていますが、当面全委員の方に頻繁にお集まりいただくことは難しいと思われます。これへの対応として、小人数の幹事会を設けさせていただき、ここでの議事録を委員の方に送付しご了解をとる、通信運営委員会形成を主にしたいと考えています。

事務局報告

当面会員への連絡、等の雑務に追われていますが、委員の方の協力を得て次第に整備されています。

会計については、宮崎さんと畠山公認会計士に引き受けていただいている。細則の整備は杉沢さん、有田さん、西川さんに。会務関係のデータベースは山本さん、渡辺さん、佐藤さんにそれぞれ担当していただきます。

第1回事務局会議 1993年7月28日

出納帳の検閲、担当の役割、等

各委員会には、必ず一名事務局委員が出席する。

当協会の商標登録、事業者団体成立届書は7月7日終了しました。

日本免震構造協会入会案内

免震構造に携わる多くの方々より切望の声のありました協会はご覧のとおり6月17日つがなく設立し、免震構造の健全な成長発展と普及促進をはかるために、幅広い活動を続けております。

本協会の設立趣旨・活動内容を参照ください、賛同いただける貴殿、貴社のご尽力をいただきたいと思います。多くの方の参加をお待ちしております。

入会申し込み書に所定事項を記入いただき、下記あてご連絡ください。

	入会金	年会費
第1種正会員(法人)	200,000円	1口200,000円
第2種正会員(個人)	5,000円	5,000円
特別会員(団体・協会)	別途	
賛助会員(個人・法人)	10,000円	10,000円

日本免震構造協会事務局

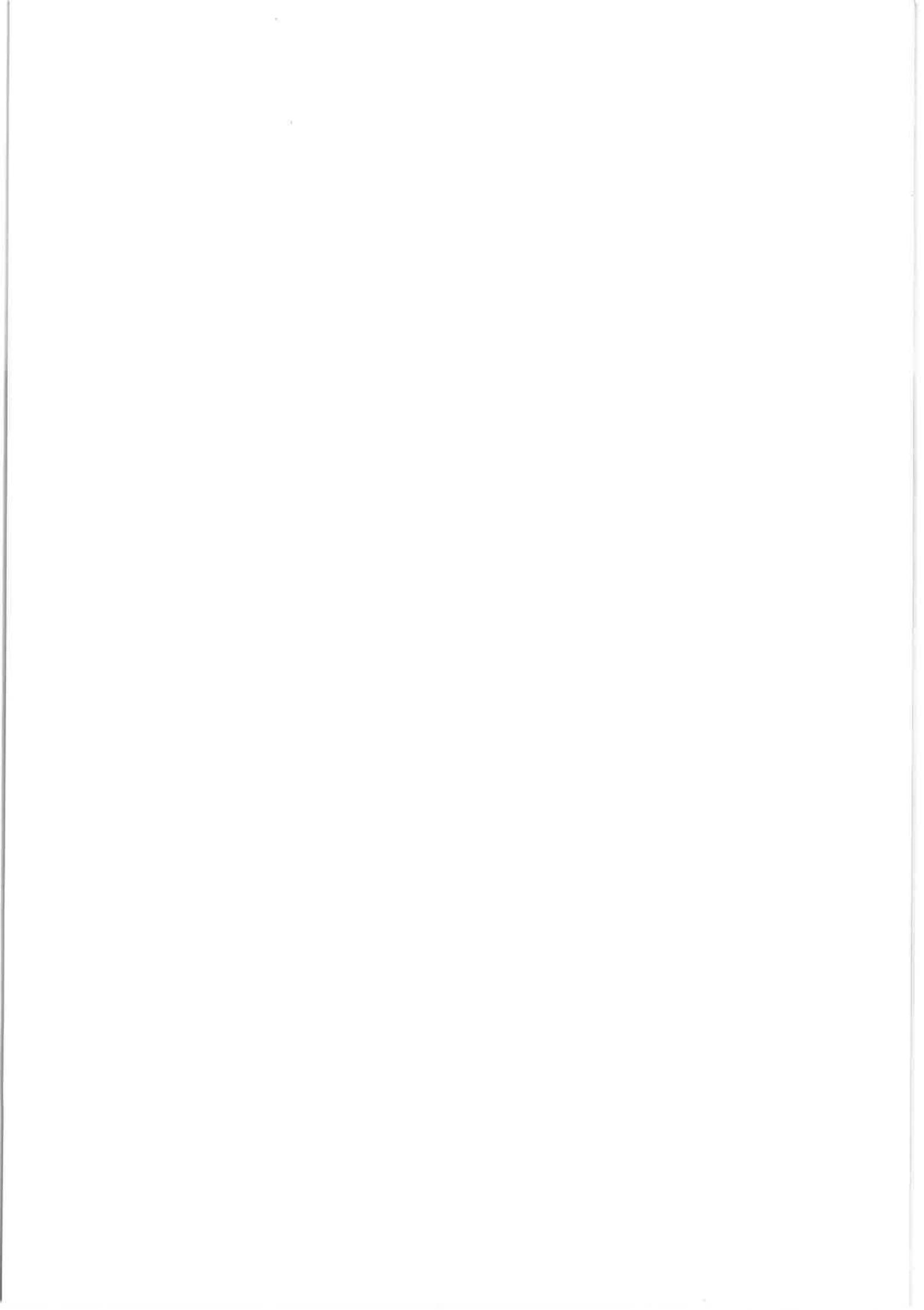
東京都新宿区信濃町20

(株)東京建築研究所

代表取締役 山口 昭一

Fax:03-3359-7173

Tel:03-3359-6151





日本免震構造協会事務局

〒160 東京都新宿区信濃町20 株式会社 東京建築研究所内

TEL.03-3359-6151(代)